

障がい者相談支援事業 障がい者基幹相談支援センター

社会福祉士や精神保健福祉士の専門資格を持った4人の相談員が障がい者手帳の有無や障がいの種別に関わらず、生活上のお困りごと、福祉の制度のことなど、さまざまな相談に応じています。お気軽にご相談ください。

また、本年4月より障がい者基幹相談支援センターを開設し、地域の支援機関と連携して、より専門的なサポートを行い、地域の相談支援の充実を目指しています。

■日時 平日・午前9時～午後5時30分

■場所 保健福祉センター1階

《相談例》

「障がいのある子どもの将来が心配。」
「福祉サービスを受けられる事業所について、教えてほしい。」
「手帳を取得したらどんなサービスが受けられるのか。」など



障がい者相談支援事業
障がい者基幹相談支援センター

問い合わせ 障がい者相談支援事業

☎31-0692/☎32-7529/✉sodanshien@ashiya-shakyo.com

権利擁護支援センター



権利擁護支援センター

障がいのあるかたや高齢者の権利を守るための相談事業などを実施しています。虐待・消費者被害・財産管理・金銭管理・成年後見制度の利用等の相談を行っていますので、ご利用ください。

■日時 平日・午前9時～午後5時30分

■場所 保健福祉センター1階

《相談例》

「金融機関で成年後見制度の利用を勧められたけれど、どうすればよいかわからない。」
「通帳や印鑑をなくしたり、最近お金の管理が不安。」
「悪徳商法で物を買わされ困っている。」など

弁護士、司法書士と社会福祉士の協働による「権利擁護専門相談」も実施しています。ご希望のかたはお問い合わせください。

■毎週火曜日・午後1時30分～<要予約>

問い合わせ 権利擁護支援センター

☎31-0682/☎31-0687/✉ashiya-asc@hn.pasnet.org

これって虐待？と思ったら・・・ ～ 通報は支援の第一歩～

虐待を受けていると思われる障がいのあるかたを発見した場合の通報・相談・お問い合わせは下記へ。

【平日・午前9時～午後5時30分】

■市役所 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178

■障害者虐待防止センター(権利擁護支援センター)

☎31-0682/☎31-0687

■障がい者基幹相談支援センター

☎31-0739/☎32-7529

【平日・午後5時30分～午前9時/土・日・祝日・年末年始】

■市役所警備室 ☎31-2121/☎38-2178

■障害者虐待防止センター(権利擁護支援センター)

☎31-0682

■障がい者基幹相談支援センター ☎31-0739



「障がい者相談員」に相談してみませんか？

「障がいのあるわたしの気持ちは、障がいのない人にはわからない」

「不安な気持ちを誰かにきいてほしい」

「他の障がいのあるかたはどんな生活をしているのだろう」

こんなことを思ったことはありませんか？

いつものヘルパーさんは話しやすいし、私のことをよくわかってくれていると思うけれど、時には同じ立場にある人と話をしたい、話をききたいと思った時には「障がい者相談員」に相談してみませんか？

障がい者相談員は、身体・知的・精神の障がい毎に障がいのあるかたやその家族などが選ばれ、当事者や家庭の悩みについて、地域での相談や助言等を行っています。

障がいのあるかたにより近い立場で、時には仲間として、時には先輩として、話ができます。公的機関で話すのは少し敷居が高い、ちょっとした生活のアドバイスがほしい、些細(ささい)なことでも構いません。

障がい者相談員にぜひご相談ください。

まずは気軽に、お話ししてみませんか？



【相談申し込み先】

障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178

障がい者相談支援事業 ☎31-0692/☎32-7529

障がい団体の活動内容

各団体が、障がいのあるかたや保護者によって、研修会や親睦を深めるためのさまざまな活動を行っています。一緒に活動してみませんか？

お気軽にご連絡ください！



芦屋市身体障害者福祉協会

発足して62年、身体に障がいを持つ当事者の団体です。その時代のその時代に、障がいの辛さ、悲しさ、不安、そして喜びも共有してきました。

困った時に声掛け合える仲間になりませんか？

問い合わせ 長野(☎34-2097)

芦屋市身体障害児者父母の会

昭和38年10月に結成され、身体障がい児・者の育成と自立生活を側面から支援し、住み慣れた地域で生き生きと生活できる環境整備のための活動と会員相互の親睦を目的としています。情報提供・研修会・親睦会・レクリエーション等のイベントも開催しています。

問い合わせ 木村(☎22-0827)

NPO法人芦屋市手をつなぐ育成会

知的障がいを持つ子どもたちが、いつまでも安心して暮らせるよう、本人と家族にとってのより良い環境づくりに力を入れて活動しています。

問い合わせ 朝倉(☎31-0670)

芦屋家族会

平成17年に発会した心に障がいを持つかたの家族の集まりです。23人と少数ですが、やわらかな支え合いを大切に、月1回の例会とAMSC(芦屋メンタルサポートセンター)との合同紙「もく」を発行しています。

問い合わせ 島(☎55-7702)

《「障害者」の「害」表記について》

市では、心のバリアフリーを推進するため、「障害者」などの「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については、変更せずに引き続き「害」の字を使っています。

